



障害者手帳が利用できる主な福祉サービス

障害者手帳とは？

Disability
certificate

障害者手帳とは、一定以上の障害があると認められた身体障害者、知的障害者、精神障害者に交付される手帳です。障害者手帳の申請は、お住まいの市区町村役場で受付けています。

障害者雇用率制度における「障害者」

P2で取り上げた障害者雇用率制度において雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者です。障害者であることの確認は、障害者手帳又は知的障害者判定機関の判定書によって行われます。

また、「**重度身体障害者**」とは身体障害者手帳1級、2級程度の障害を有する方及び3級程度の障害を重複して有する方のことで、「**重度知的障害者**」とは知的障害者判定機関により障害の程度が重い（療育手帳「A」など）と判定された方のことです。

障害者手帳が利用できる福祉サービスなど

障害者手帳を提示することで、障害福祉サービスや各種減免制度の利用手続きが簡単になる場合があります。

ここでは障害者手帳が利用できる福祉サービスの例をお示しします。ただし、制度によっては、必ずしも障害者手帳の交付を要件としません。また、障害者手帳の所持に限らず、制度ごとに様々な要件があります。詳細については、制度を所管する機関にお問い合わせください。

「税金の障害者控除の対象になる」

障害者控除とは、障害者本人や、家計を同じくする配偶者や扶養親族に一定の障害がある場合に受けることのできる、税制上の措置のことです。例として、**所得税・住民税の控除**が挙げられます。

「医療費の助成を受けられる」

心身の障害を除去・軽減するための医療を受けた際に、医療費の自己負担額を軽減できる「**自立支援医療制度**」や「**障害者医療費制度**」などがあります。

「障害者雇用枠に応募できる」

障害特性や状態によって、業務内容や配属先をある程度相談できるなど、障害への配慮を受けながら就労できます。

「各種公共料金が割引」

障害者手帳の種類と等級に応じて、様々な公共料金の割引を受けることができます。



手当・年金

特別障害者手当
障害児福祉手当
在宅重度障害者手当
障害年金

医療

自立支援医療給付
（育成医療）（更生医療）（精神通院医療）
障害者医療
後期高齢者福祉医療

扶養共済・生活福祉資金

生活福祉資金
心身障害者扶養共済

交通

鉄道旅客運賃等の割引
航空旅客運賃等の割引
有料道路通行料金の割引

住宅

県営住宅の家賃減額・優先入居
特別設計県営住宅への入居
単身者向県営住宅への入居

税の免除

所得税の軽減
県民税・市町村民税の軽減等
（軽）自動車税環境性能割・
自動車税種別割の減免

補装具・生活用具

補装具の交付・修理
日常生活用具の給付・貸与

その他

NHK受信料の免除
電話の施設設置負担金の分割払い
電話番号案内の無料扱い
携帯電話料金の割引
青い鳥郵便葉書の無償配付

